

第12回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

連結注記表

個別注記表

(2025年1月1日～2025年12月31日)

株式会社 Photosynth

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 7 回 新 株 予 約 権	第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2018年7月17日	2019年3月29日
新 株 予 約 権 の 数		731個	90個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 334,000株 (新株予約権1個につき 400株)	普通株式 36,000株 (新株予約権1個につき 400株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 115,200円 (1株当たり 288円)	新株予約権1個当たり 160,000円 (1株当たり 400円)
権 利 行 使 期 間		2020年7月18日から 2028年7月17日まで	2021年3月30日から 2029年3月29日まで
行 使 の 条 件		(注1)	(注1)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 499個 目的となる株式数 199,600株 保有者数 3名	新株予約権の数 89個 目的となる株式数 35,600株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第 11 回 新 株 予 約 権	第 12 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2020年3月30日	2021年3月29日
新 株 予 約 権 の 数		178個	60個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 35,600株 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 12,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 95,000円 (1株当たり 475円)	新株予約権1個当たり 140,000円 (1株当たり 700円)
権 利 行 使 期 間		2022年3月31日から 2030年3月30日まで	2023年3月30日から 2031年3月29日まで
行 使 の 条 件		(注1)	(注1)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 120個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第 13 回 新 株 予 約 権	第 14 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2021年7月24日	2025年3月14日
新 株 予 約 権 の 数		4,571個	1,560個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 914,200株 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 156,000株 (新株予約権1個につき 100株)
予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権1個につき21円	新株予約権1個につき100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 216,800円 (1株当たり 1,084円)	新株予約権1個当たり 32,600円 (1株当たり 326円)
期 間		2023年4月1日から 2036年7月29日まで	2025年3月31日から 2032年3月30日まで
行 使 の 条 件		(注2)	(注3)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 86個 目的となる株式数 17,200株 保有者数 2名	新株予約権の数 1,560個 目的となる株式数 156,000株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注1) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 行使期間初日より前に以下の事由が発生した場合に限り、行使期間が未到来であっても当社の承認を得て行使することができる。
 - a. 当社経営権の第三者への移行
 - b. 当社創業者の所有する当社株式の半数以上が第三者に譲渡されること
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が新株予約権を行使できるものとする。
- (4) 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(注2) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2022年12月期から2028年12月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、3,500百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員又は顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注3) 新株予約権行使の条件

- (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - a. 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - b. 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - c. 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - d. その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス管理規程」を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - ロ. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - ハ. 「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態について定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
 - ニ. 「内部通報規程」に基づき、内部通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、違反行為等の早期発見とその是正、解決を図る。
 - ホ. 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを徹底する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 「文書管理規程」を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
 - ロ. 取締役及び監査役が当該文書又は電磁的媒体を常時閲覧できる体制を整備する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役及び使用人は、「リスクマネジメント規程」に基づき、事業上のあらゆるリスクを積極的に予見するとともに、リスクマネジメント委員会を設置し、リスクの適切な評価及び管理に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき職務権限と担当業務を明確にする。
 - ロ. 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。原則として毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

- ハ. 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の経営については、当社が策定した「関係会社管理規程」の遵守を求める。
 - ロ. 当社内部監査担当者は、当社グループ各社に対して監査を実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
 - ロ. 監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。
 - ハ. 監査役の補助者は、その業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務執行状況を聴取し、また、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明及び報告を求めることができる。
 - ロ. 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。
 - ハ. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
- ⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該職務の執行に必要なないと認められた場合を除き速やかに処理する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - ロ. 監査役は、定期的に内部監査担当者及び会計監査人と意見交換を行い、連携の強化を図る。
 - ハ. 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下の通りであります。

- ① リスクマネジメントとコンプライアンスに対する取組み
リスクマネジメント委員会において、事業上のあらゆるリスクを予見し、適切な評価及び管理について検討しました。また、コンプライアンス研修を実施し、取締役及び使用人に対してコンプライアンス意識の向上に努めております。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する取組み
当事業年度において、取締役会は19回開催されました。取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図っております。
- ③ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する取組み
当社内部監査担当者による当社グループへの内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる業務の適正を確保しております。
- ④ 監査役の監査が実効的に行われることを確保する取組み
監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されており、全て社外監査役となっております。当事業年度において、監査役会は17回開催されました。監査役は、取締役や重要な使用人へのヒアリングを行い、必要な情報を収集するとともに、代表取締役や内部監査担当者及び会計監査人と定期的な意見交換を行いました。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 4社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社MIWA Akerun Technologies、株式会社Migakun、株式会社fixU、株式会社D分割準備会社

なお、株式会社fixUについては、株式取得により、株式会社D分割準備会社については、設立により、それぞれ連結子会社としたため、当連結会計年度より連結子会社を含めております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

ロ. 棚卸資産

原材料及び貯蔵品

評価基準は総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

商品及び製品

評価基準は総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、金型及び賃貸用資産並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 8年～22年

工具、器具及び備品 2年～15年

賃貸用資産 5年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

空間DX事業では、スマートロック等のIoT機器及びクラウド型認証プラットフォームを活用したサービス、ギグワーカプラットフォームを活用した施設運営代行サービス及び無人化・省人化を実現する統合ソリューションを担うサービスを開発し提供しております。当該サービスについては、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。また、取引の対価は、通常、顧客に移転されるサービスの提供期間中の一定時点で受領しております。

当該サービスに付随するものとして、オプション品等の販売及び機器の設置工事等を行っております。オプション品等の販売については、引渡し時点において顧客が当該オプション品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、オプション品等の引渡し時点で収益を認識しております。機器の設置工事等については、工事期間がごく短いため、工事完了時点で収益を計上しております。また、取引の対価は、顧客による検収後、概ね2か月以内に受領しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当該連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
繰延税金資産 116,368千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社は、将来減算一時差異及び繰越欠損金に対して税効果会計を適用し、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性の評価においては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社分類等に基づいて判断しております。

ロ. 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、経営者によって承認された将来の事業計画を基礎とした課税所得の見積り及び将来減算一時差異の解消見込年度等に基づいて判断しており、直近の販売実績に基づく新規顧客の獲得によるサブスクリプション売上高の増加や、解約率などを主要な仮定として織り込んでおります。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(2) のれんの評価

- ① 当該連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
のれん 264,820千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

のれんは、取得原価と企業結合における識別可能な資産及び負債に対して配分した額との差額から算出しています。のれんの償却期間は、算定の基礎とした事業計画に基づく投資の合理的な回収期間等を参考にして効果の発現する期間を合理的に見積っております。

また、経営環境の著しい悪化等、減損の兆候が発生した場合に減損損失の判定を行っており、減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識することとしています。

当連結会計年度においては、減損の兆候がないことから、のれんに係る減損損失は認識しておりません。

ロ. 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積り金額は中期事業計画等に基づき算出することとしております。直近の販売実績に基づく新規顧客の獲得によるサブスクリプション売上高の増加や、解約率などを主要な仮定として織り込んでおります。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定は不確実性を伴うため、実績が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,645,200株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 623,600株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については資金計画に基づき事業に必要な資金を銀行等金融機関からの借入、第三者割当増資等によって調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

借入金には主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い定期的取引先の状況を確認し、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	76,280	76,280	—
敷金及び保証金	89,341	88,202	△1,138
資 産 計	165,622	164,483	△1,138
長 期 借 入 金 (※ 2)	72,110	71,321	△788
負 債 計	72,110	71,321	△788

(※ 1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 2) 1年内返済又は支払予定の金額を含んでおります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	76,280	—	—	76,280
資 産 計	76,280	—	—	76,280

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	88,202	—	88,202
資産計	—	88,202	—	88,202
長期借入金	—	71,321	—	71,321
負債計	—	71,321	—	71,321

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積った回収予定時期に基づき、リスクフリーレートで割引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

負債

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

6. 企業結合に関する注記

株式取得による企業結合

当社は、2025年9月12日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社fixU（以下、fixU社という。）の株式を100%取得し完全子会社化することについて決議いたしました。

また、2025年9月19日付で株式譲渡契約を締結し、2025年10月1日に全株式を取得いたしました。

なお、fixU社の資本金の額が当社の資本金の額の10%以上となるため、fixU社は当社の特定子会社に該当いたします。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社fixU

事業内容：実店舗運営SaaSプロダクトの開発・販売・運営
無人店舗経営に関するコンサルティング

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、「つながるモノづくりで感動体験を未来に組み込む」という企業ミッションのもと、これまでオフィス、商業施設、行政機関、教育機関、医療機関等における人手不足への対策や業務効率の改善、セキュリティの強化等の要請に対して、誰もが通過する扉における認証やアクセス管理を起点としたソリューションを提供することで、より少ない人手で業務や施設管理の効率性や安全性を向上できる無人化・省人化のためのインフラを担うなど、社会課題の解決に資する事業活動を推進しております。

fixU社は、コワーキング施設等を中心としたレンタル施設及び会員制施設の運営事業者の無人化・省人化等を含む様々な要望に応える、顧客管理・予約・決済のシステムを保有しており、当社が提供する「Akerun入退室管理システム」や施設運営代行「Migakun」の顧客層と親和性が高く、両社一体となった営業活動及びプロダクト提供を通じて、一層の事業成長や顧客への価値貢献が実現できると考えております。

また、fixU社と当社は、以前より事業連携及び技術連携において豊富な実績を有しており、ビジネスモデル、企業文化、並びにシステム技術基盤等の類似性が高く、早期のシナジー発揮が目指せると考え、同社の全株式を取得し子会社化するものといたしました。

(3) 企業結合日

2025年10月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

- (5) 結合後企業の名称
変更はありません。
- (6) 取得した議決権比率
100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
2025年10月1日から2025年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	280,000千円
取得原価		280,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容および金額

デューデリジェンス等に対する報酬・手数料等 3,200千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

271,611千円

(2) 発生要因

主として今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	76,425千円
固定資産	1,891
資産合計	78,316
流動負債	39,927
固定負債	30,000
負債合計	69,927

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、空間DX事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
サブスクリプションサービス	3,067,861
オプション品販売等	316,971
顧客との契約から生じる収益	3,384,833
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,384,833

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	164,256
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	247,250
契約負債 (期首残高)	793,457
契約負債 (期末残高)	889,919

契約負債は顧客からの前受収益に関連するものであり、契約期間にわたって収益の認識に伴い取り崩しております。

当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは591,834千円であります。また、当連結会計年度における契約資産及び契約負債に重要な増減はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	1,203,903
1年超2年以内	197,339
2年超3年以内	72,071
3年超	49,401
合計	1,522,716

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 155円32銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 18円84銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(募集新株予約権 (有償ストック・オプション) の発行)

当社は、2026年2月13日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、付与対象者の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、2025年12月期において連結売上高33.8億円 (前年同期比+14.3%) と着実な成長を継続しております。一方で、2026年2月13日公表の中期経営計画においては、売上高成長率20%水準への再加速を掲げており、従来以上に高い成長スピードを実現することを経営目標としております。

本新株予約権は、この中期経営計画における業績目標の達成を行使条件とし、各年度の目標達成に応じて30%、30%、40%の割合で段階的に行使可能となる設計としております。これにより、単年度の成果のみならず、複数年度にわたる持続的な成長の実現をインセンティブ構造に反映させることで、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としております。

また、本新株予約権は有償での発行であり、行使価額は発行決議日前日の終値を基準に設定する予定であることから、株価上昇を伴わない限り経済的利益が発生せず、株主の皆様との価値共有を前提とした設計であると判断しております。

本新株予約権が全て行使された場合、潜在株式比率は発行済株式総数の6.0%に相当し、一定の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権の行使は、当社が中期経営計画において掲げる成長目標を達成した場合に限定されており、その達成は売上規模の拡大および企業価値の向上を通じて株主価値向上に資するものであることから、当該希薄化は合理的な範囲内であると判断しております。

なお、本新株予約権の割当総数のうち4.2%相当を代表取締役社長に割り当てる方針としておりますが、これは当社の成長戦略および中期経営計画の遂行に対する最終的な責任を負う経営トップのコミットメントを強化し、株主との利害の一致を一層高めることを目的とするものであり、発行の目的及び理由に照らして合理的であると判断しております。

II. 新株予約権の発行の概要

1. 新株予約権の数

9,386個

本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式938,600株とし、下記3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、243円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である茄子評価株式会社が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を適用したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金412円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2027年4月1日から2032年3月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、下記(a)から(c)に掲げる条件を満たした場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数（1個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。）を上限として本新株予約権を行使することができる。

a)2026年12月期における連結売上高が40.6億円を超過した場合：行使可能割合30%

b)2027年12月期における連結売上高が48.5億円を超過した場合：行使可能割合30%

c)2028年12月期における連結売上高が58億円を超過した場合：行使可能割合40%

なお、ここでいう連結売上高については、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様。）における売上高とする。

なお、上記の判定に際しては、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③本新株予約権者が死亡した場合には、当該本新株予約権者の相続人は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使することができるものとする。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2026年3月2日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、または当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上もしくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合もしくは株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合、又は新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
 - 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
2026年3月2日
 - 9. 申込期日
2026年2月25日
 - 10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
当社取締役3名 8,213個
当社従業員2名 1,173個

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

評価基準は総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、金型及び賃貸用資産並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 8年～22年

工具、器具及び備品 2年～15年

賃貸用資産 5年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

空間DX事業では、スマートロック等のIoT機器及びクラウド型認証プラットフォームを活用したサービスを開発し提供しております。当該サービスについては、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。また、取引の対価は、通常、顧客に移転されるサービスの提供期間中の一定時点に受領しております。

当該サービスに付随するものとして、オプション品等の販売及び機器の設置工事等を行っております。オプション品等の販売については、引渡し時点において顧客が当該オプション品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、オプション品等の引渡し時点で収益を認識しております。機器の設置工事等については、工事期間がごく短いため、工事完了時点で収益を計上しております。また、取引の対価は、顧客による検収後、概ね2か月以内に受領しております。

ソフトウェア開発は請負契約及び準委任契約により、主に顧客の要望に応じたソフトウェアの開発作業を提供する履行義務を負っております。請負契約による取引については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、完成までに要する総原価を合理的に測定し、見積り総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で収益を認識しております。また、取引の対価は、契約条件に従い、顧客による成果物の検収後、概ね2か月以内に受領しております。準委任契約による取引については、顧客への作業提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、作業期間にわたり作業の提供に応じて、収益を認識しております。また、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね2か月以内に受領しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 104,150千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(2) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 692,940千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

関係会社株式については、その実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、将来計画に基づき、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しております。

ロ. 主要な仮定

関係会社株式の回収可能性の評価は、当社グループの中期経営計画及び各関係会社の将来計画を基礎としており、直近の販売実績に基づく新規顧客の獲得によるサブスクリプション売上高の増加や、解約率などを主要な仮定として織り込んでおります。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

今後、実際の市場状況が各関係会社の経営者による見積りより悪化した場合は、関係会社株式の減損処理による損失の計上により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	34,180千円
短期金銭債務	4,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	193,496千円
営業取引以外の取引高	602千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	200,300株
------	----------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	1,311,832千円
未払事業所税	1,028千円
資産除去債務	7,983千円
減価償却超過額及び減損損失	48,889千円
貸倒引当金	596千円
棚卸資産評価損	605千円
繰延資産	554千円
未払賞与	7,575千円
譲渡制限付株式報酬	2,833千円
関係会社株式評価損	99,118千円
その他	1,142千円
繰延税金資産小計	1,482,160千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,217,633千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△146,409千円
評価性引当額小計	△1,364,042千円
繰延税金資産合計	118,117千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△13,967千円
繰延税金負債合計	△13,967千円
繰延税金資産の純額	104,150千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料

1年内	73,802千円
1年超	6,133千円
合計	79,936千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関係会社等

種 類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 Migakun	所有 直接100	営業業務の業務受託 管理業務の業務受託	増資の引受 (注1)	222,000	関係会社株式	252,000
子会社	株式会社 MIWA Akerun Technologies	所有 直接51	役員の兼任 クラウドサービスの提供及び保守 システム開発の業務受託	増資の引受 (注2)	127,500	関係会社株式	153,740

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 株式会社Migakunが実施した第三者割当増資を引き受けたものであります。

(注2) 株式会社MIWA Akerun Technologiesが実施した第三者割当増資を引き受けたものであります。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 163円89銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 26円51銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）の内容と同一であります。